

盲学校・聾学校・養護学校の概要について

【盲・聾・養護学校の義務制について】

- 昭和22年 学校教育法施行
- 昭和31年 盲・聾学校小・中学部の義務制が完全実施（昭和23年より学年進行）
- 昭和54年 養護学校小・中学部の義務制施行

【盲・聾・養護学校の目的】

- 学校教育法

第71条 盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）、聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

【心身の故障の程度】

- 学校教育法

第71条の2 前条の盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者的心身の故障の程度は、政令で、これを定める。

- 学校教育法施行令

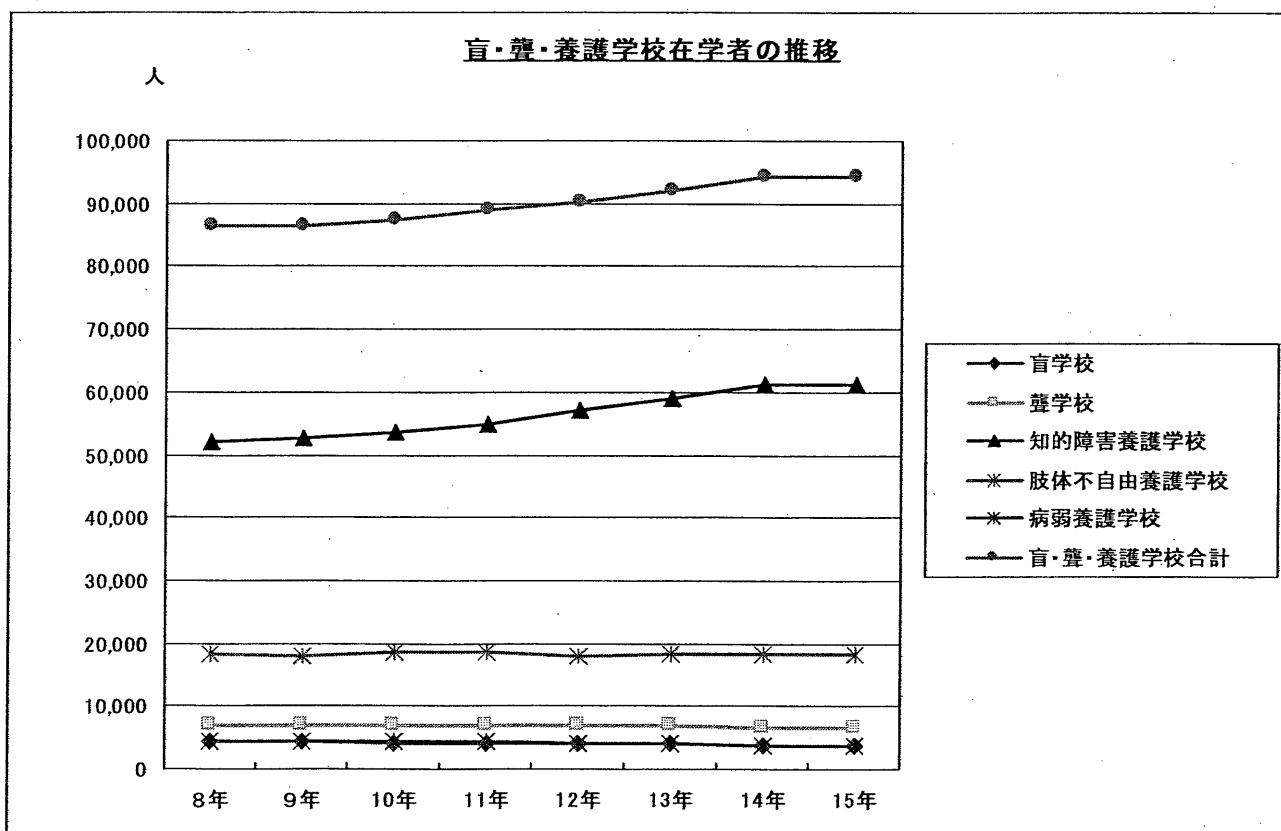
第22条の3 盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者的心身の故障の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

盲者	両眼の視力がおおむね〇・三未満又は視力以外の視機能障害が高度なものうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聾者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解する事が不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	<ul style="list-style-type: none"> 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

【盲・聾・養護学校の学校数、在学者数及び教員数—国・公・私立計—】

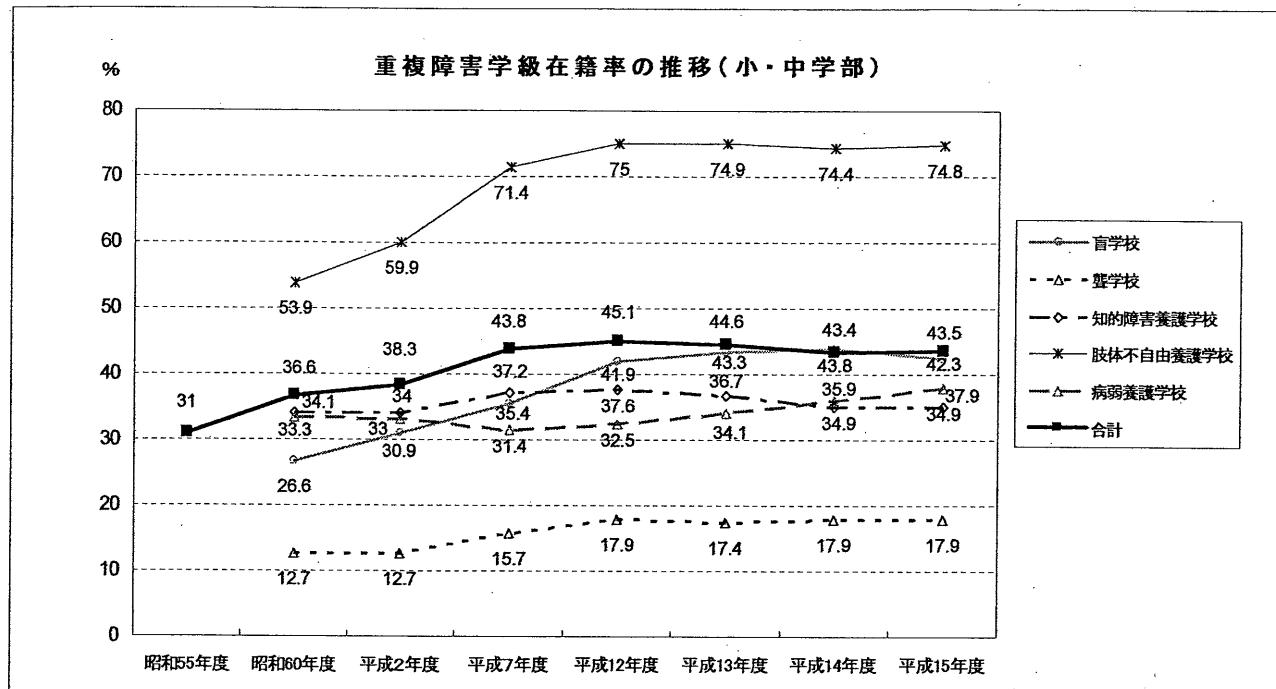
(平成15年5月1日現在)

区分	学校数(校)	在学者数(人)					本務教員数
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計	
盲学校	71	272	639	508	2,463	3,882	3,401
聾学校	106	1,430	2,092	1,171	2,012	6,705	4,915
養 護 學 校	計	818	145	27,582	19,963	38,196	52,778
知的障害	523	70	18,444	14,147	30,721	63,382	34,429
肢体不自由	199	72	7,701	4,434	6,330	18,537	14,754
病弱	96	3	1,437	1,382	1,145	3,967	3,595
総計	995	1,847	30,313	21,642	42,671	96,473	61,094



【障害の重度・重複化】

盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒のうち、現在、半数近く（肢体不自由養護学校においては、約4分の3）の児童生徒が重複障害学級に在籍している。



【盲・聾・養護学校の教育課程】

盲・聾・養護学校では、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するため、「自立活動」という特別の指導領域を設けている。また、種々の特例により、子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっている。

各教科	道徳	特別活動	自立活動	総合的な学習時間
-----	----	------	------	----------